

保健行事カレンダー

3日 (木)	3歳6か月児健診
	対 平成30年8月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階
15日 (火)	2歳6か月児歯科健診
	対 令和元年8月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階
16日 (水)	フッ化物歯面塗布
	対 2歳: 令和2年2月生まれ 3歳: 平成31年2月生まれ 時 13:30~ 場 福祉センター2階
24日 (木)	行って得する♪運動教室(要予約)
	時 10:00~11:30 13:30~15:00 場 市立体育館
28日 (月)	4か月児・10か月児健診
	対 4か月児: 令和3年11月生まれ 10か月児: 令和3年5月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階
28日 (月)	にっこりあサロン ミニ講座(要予約)
	「親子ふれあい歌あそび」 時 14:00~16:00 場 福祉センター2階

健康福祉課

☎0738-23-5645

会社を退職された方へ 国民年金の手続きは お済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている夫または妻も、国民年金への変更の届出が必要です。

国保年金課で手続きをしてください。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要で

国民年金保険料の納付が困難な方へ

①国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額もしくは一部(4分の1、半額、4分の3)が免除になる制度があります。

※次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

①退職(失業等)により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業等)された方 ※退職(失業等)された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間 ・過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前(既に保険料が納付済の月を除く)まで ・将来期間…翌年6月(1月~6月に申請したときは、その年の6月)分まで ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

対象となる方	以下のいずれにも該当する方 ○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ○所得が相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること ※免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。
保険料の納付が免除される期間	令和元年度分として「令和2年2月分から令和2年6月分まで」 令和2年度分として「令和2年7月分から令和3年6月分まで」 令和3年度分として「令和3年7月分から令和4年6月分まで」

◆手続きに必要なもの

①退職(失業等)により納付が困難な方は…

雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明書等の写し及び本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、年金手帳など)

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は…

所得の申立書及び本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、年金手帳など)

◆問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530